

## 絶滅危惧種の保全に係る各種法令（全体）

法令の目的	種の保護・保全		生態系・自然景観等の保護・保全		(参考) その他
	絶滅危惧種の保護・保全		地域の生物多様性の保全等（法 14 条）		
施策の アプローチ (例)	生物多様性基本法		地域		
	野生生物の種の多様性の保全等（法 15 条）		地域の生物多様性の保全等（法 14 条）		
保全等の対象	種の保存法	鳥獣保護法	自然環境保全法	自然公園法	文化財保護法
	国内希少野生動植物種（法 4 条）		鳥獣（法 2 条） 希少鳥獣	すぐれた自然環境	優れた自然の風景地
絶滅危惧種の 個体の直接的な保護	個体等の捕獲等の禁止（法 9 条）	捕獲等の禁止（法 8 条） 大臣許可	自然環境保全地域（法 22 条等） 野生動植物保護地区内の捕獲規制（法 26 条） 海域特別地区内の捕獲規制（法 27 条） 特別地区（法 25 条） 海域特別地区（法 27 条） 普通地区（法 28 条）	国立・国定公園（法 5 条等） 特別地域内の指定種の捕獲規制（法 20 条） 特別保護地区（法 21 条等） 海域公園地区内の捕獲等規制区域（法 22 条） 特別地域（法 20 条） 乗入規制地区等 海域公園地区（法 22 条） 普通地域（法 33 条）	現状変更等の許可制（法 125 条） ・地域を定めない指定  ・地域指定 ・天然保護区域
	譲渡し等の禁止（法 12 条） 輸出入の禁止（法 15 条）				
絶滅危惧種の 生息地の保護（規制）	生息地等保護区（法 36 条） 管理地区（法 37 条） 立入制限地区（法 38 条） 監視地区（法 39 条）	鳥獣保護区（法 28 条） 特別保護地区（法 29 条） 特別保護指定区域（法 2 条） ※希少鳥獣生息地の保護区など	生態系維持回復事業（法 30 条の 2）	生態系維持回復事業（法 38 条等） 公園事業（法 10 条等）	再生事業等（管理・復旧（法 113 条））
絶滅危惧種の 保護増殖	保護増殖事業（法 45 条、46 条） 確認・認定（法 46 条）	鳥獣保護区における保全事業（法 28 条の 2）			
その他	外来生物法、生物多様性地域連携促進法、環境影響評価法		自然再生推進法		その他の法令

凡例 □：必ずしも絶滅危惧種だけを対象としなが対象とするの制度であり、その場合には保全に関連する。

注1：法定の条例ではないが、多くの都道府県が種の保存法に準ずる内容で希少種保護のための規定を含む条例を制定している（詳細は資料3を参照のこと）。

注2：本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令の内容について視覚的にイメージしやすいように作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

## 絶滅危惧種の保全に係る各種法令（個票）

法令の目的と構成を確認した上で、絶滅危惧種の保全に関連の深い法令については個票を作成し、法令に含まれる絶滅危惧種の保全と関連する主な制度について整理した。また、その他、間接的にも関連する可能性がある各種法令を列挙した。

### ■基本政策

- ・生物多様性基本法
- ・環境基本法

### ■種の保護、保全

- ・種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）
- ・鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

### ■生態系・自然景観等の保護・保全

- ・自然環境保全法
- ・自然公園法

### ■その他生物多様性・自然環境の保全等

- ・自然再生推進法
- ・外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）
- ・カルタヘナ法（遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性に確保に関する法律）
- ・生物多様性地域連携促進法（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律）
- ・環境影響評価法

### ■参考

#### <生活環境の保全、文化財の保護等>

- ・文化財保護法
- ・都市計画法
- ・景観法
- ・都市緑地法
- ・首都圏近郊緑地保全法
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・湖沼水質保全特別措置法
- ・海洋汚染防止法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）
- ・化学物質審査規制法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

- ・農薬取締法

#### <生物資源の持続可能な利用等>

- ・森林・林業基本法
- ・森林法
- ・国有林野の管理経営に関する法律
- ・食料・農業・農村基本法
- ・農地法
- ・土地改良法
- ・農業振興地域の整備に関する法律
- ・有機農業の推進に関する法律
- ・鳥獣による農林水産業等の被害の防止のための特別措置に関する法律
- ・水産基本法
- ・漁業法
- ・水産資源保護法

#### <公物管理等>

- ・河川法
- ・砂防法
- ・海岸法
- ・港湾法
- ・都市公園法

#### <国土・海洋等>

- ・国土利用計画法
- ・国土形成計画法
- ・海洋基本法

#### <その他環境関連法>

- ・環境教育等促進法（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）
- ・エコツアー推進法
- ・動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律）

（注）個票中で規制される行為を以下のようにまとめて示した場合がある

- ・捕獲等：動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷など
- ・開発行為：工作物の新增改築、鉱物の掘採・土石の採取、土地の形状の変更、埋立・干拓など
- ・排出行為：汚水や廃水の排出、植物を植栽すること、動物を放つことなど
- ・利用行為：立入、車馬・動力船の使用、動植物の観察、火入れなど

## ■基本政策

### ◇生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）

法律の目的	○直接の目的 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進(法 1 条) ○高次の目的 豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与する(法 1 条)
法律の構成	○前文 ○目的(法 1 条)、基本原則(法 3 条)、各主体の責務(法 4 条～7 条) ○生物多様性戦略(法 11 条～13 条) ○国の施策(法 14 条～26 条) ○地方公共団体の施策(法 27 条)
絶滅危惧種の保全と関連する主な制度	本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とし、生物多様性分野の基本法として個別法を束ね施策の実施の方向を示すもの。 国の施策として、地域の生物多様性の保全(法 14 条)、野生生物の種の多様性の保全(法 15 条)を定めている。法 15 条は、国は、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとしている。 また、地方公共団体は、国の施策に準じた施策や、当該地方公共団体の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるものとしている(法 27 条)。

注 1：本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

◇環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律。
--------------------------	--

## ■種の保護・保全

◇種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成4年6月5日法律第75号）

法律の目的	○直接の目的 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全する(法1条)					
	○高次の目的 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する(法1条)					
法律の構成	○目的(法1条) ○希少野生動植物種等の定義(法4条)、希少野生動植物種保存基本方針(法6条) ○個体等の捕獲等、個体等の譲渡し等の規制など(法7条～33条の15) ○生息地等保護区など(法34条～44条) ○保護増殖事業(法45条～48条)					
絶滅危惧種の保全と関連する主な制度	本法は、直接的に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を目的としている。そのもとに絶滅のおそれのある種を「国内希少野生動植物種」として指定し、それを対象として、捕獲・流通の規制、生息地・生育地の改変等を保護地域によって規制する生息地等保護区制度、より積極的に個体数の増加等を目指す保護増殖事業制度を定めている。					
		制度趣旨	対象	規制等	備考	
個体の保護	○個体等の捕獲等の禁止(法9条)	個体数を確実に減少させ、直接的な圧迫要因となる捕獲等を禁止する	国内希少野生動植物種と緊急指定種の生きている個体	捕獲、採取、殺傷、損傷の禁止	・学術研究等の目的の場合には許可制(環境大臣、法10条) ・措置命令(法11条)	
	○譲渡し等の禁止(法12条)	特に捕獲等が許され人の管理下にある個体等の移動状況把握と適切な取扱等。	国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、緊急指定種の個体等(注2)	譲渡し、譲受け、引渡し、引取りの原則禁止	・学術研究等の目的の場合には許可制(環境大臣、法13条) ・措置命令(法14条)	
	○輸出入の禁止(法15条)	個体等の無制限な海外流出の防止等	国内希少野生動植物種の個体等(注2)	輸出入の原則禁止	・措置命令(法16条)	
生息地の保護	○生息地等保護区(法36条)	国内希少野生動植物種の生息地における個体群の安定した存続を保証する	国内希少野生動植物種の生息地(注3)	—		
	個体の保護	○管理地区(法37条)	営巣地など種の個体の生息にとって特に重要な区域を保護する	国内希少野生動植物種の保存のため特に必要がある区域	広範な開発・排出・利用行為、指定種の捕獲等の許可制(環境大臣)	・排出・利用・捕獲等の一部の規制は指定区域内のみ
		○立入制限地区(法38条)	指定種の生息環境を維持する上で人の立入りを制限することが不可欠な区域を保護する	国内希少野生動植物種の個体の生息のため特に保護を図る必要がある場所(注4)	定められた期間内の立入の禁止	
		○監視地区(法39条)	(管理地区以外の区域の保護)	管理地区以外の場所	開発行為の届出制(環境大臣)	
保護増殖	○保護増殖事業(法45条、46条)	圧迫要因の軽減だけでなく、個体の繁殖の促進、生息地の整備等が必要な場合に、事業を推進	国内希少野生動植物種	保護増殖事業計画の策定(環境大臣等)と事業実施(国)	・地方公共団体の事業の確認制度、国と地方公共団体以外の者の事業の認定制度(法46条)	

注2：特定国内希少野生動植物種以外のもの。

注3：生息地と一体的に保護を図る必要がある区域も対象となる。

注4：管理地区の区域内に指定される。

注5：本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

(参考)種の保存法等の概要 (数値は 2011(H23)年10月現在)

(国内に生息・生育する希少種の保護)

(外国産の希少種の保護)

我が国に生息・生育する動植物 約 9 万種

地球上の野生動植物種 約 175 万種

「絶滅のおそれのある種」と「生息・生育状況解析等調査」

◎絶滅のおそれのある種の選定

選定基準

絶滅危惧 I 類 (IA 種 + IB 種)  
絶滅危惧 II 類

◎「レッドリスト (RL)」の作成 3155 種・亜種  
◎「レッドデータブック (RDB)」の作成 (保護施策の基礎資料として広く活用)

【RL の見直し】 = 概ね 5 年ごと  
【RDB の見直し】 = 概ね 10 年ごと

◎生息状況解析等調査  
(RL 掲載種の生息・生育状況解析)

ワシントン条約 附属書 I 掲載種  
(ワシントン条約締約国会議で決定)

+

二国間渡り鳥等保護条約 (協定) 通報種

日米条約 65 種  
日豪協定 46 種  
日露条約 23 種

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律  
(通称「種の保存法」平成 4 年 6 月制定・平成 5 年 4 月施行)

目的 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全する (法 1 条)。

希少野生動植物種の指定 (法 4 条)

国内希少野生動植物種 87 種・亜種・変種

国際希少野生動植物種 698 種類

個体・器官等の取扱規制

捕獲等の禁止 (法 9 条等)

譲渡し等の禁止 (法 12 条等)  
輸出入の禁止 (法 15 条等)

特定種事業の監視 (法 30 条、法 33 条の 2 等)

生息地の保護に関する規制 (法 36 条等)

生息地等保護区 9 地区指定 (885ha)

○環境大臣指定  
○環境省 (地方環境事務所) が保護管理

保護増殖事業の実施 (法 45 条等)

保護増殖事業計画 48 種に関する計画策定

○環境省 + 関係省庁が策定 (告示)  
○国及び地方公共団体等が保護増殖事業を実施

◇鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、平成14年7月12日法律第88号）

法律の目的	○直接の目的 鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図る(法1条)				
	○高次の目的 生物多様性の確保等を通じて自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する(法1条)				
法律の構成	○目的(法1条) ○基本指針(法3条)、鳥獣保護事業計画(法4条) ○鳥獣の捕獲等の規制(法8条～)、飼養・販売等の規制(法19条～)、鳥獣保護区(法28条～) ○狩猟の適正化(法35条～)				
絶滅危惧種の保全と関連する主な制度	本法は、生物多様性の確保等の観点から(絶滅のおそれのある種等に限らず)哺乳類・鳥類の種等を保護することを目的としている。そのもとに、これらを対象として、捕獲・流通などの規制、生息地の改変等を保護地域によって規制する鳥獣保護区制度等を定めている。これらの制度が、絶滅のおそれのある哺乳類・鳥類を対象とし、その捕獲等やその生息地の消失・劣化を制限している場合には関連する。				
		制度趣旨	対象	規制等	備考
個体の保護	○鳥獣の捕獲等の禁止(法8条)	鳥獣の保護に影響のある捕獲等の行為を禁止する	鳥獣及び鳥獣の卵	鳥獣の捕獲・殺傷、鳥獣の卵の採取・損傷の原則禁止	・学術研究等の目的の場合には許可制(法9条)。希少鳥獣の場合には許可権者は環境大臣に限られる ・措置命令等(法10条) ・狩猟鳥獣の捕獲等は一定区域・期間内は許可不要(法11条)
	○違法捕獲鳥獣の譲渡し等の禁止(法27条)	捕獲規制の実効性を担保するため違法に捕獲された鳥獣の流通過程も規制する。	違法に捕獲等又は輸入された鳥獣(加工品等を含む)と鳥類の卵	飼養、譲渡し、譲受け、販売、加工、保管のための引渡し・引受けの禁止	
生息地の保護	○鳥獣保護区(法28条)	鳥獣の保護の実現のためには捕獲禁止等のみならず、積極的に、直接鳥獣の保護を図る必要	鳥獣の保護のため重要と認める区域	鳥獣の捕獲等の禁止(狩猟鳥獣であっても捕獲等が禁止される)	・環境大臣は国際的、全国的見地、都道府県知事は地域の鳥獣の保護の見地から指定 ・希少鳥獣生息地の保護区を含む6つの指定区分がある。
	○特別保護地区(法29条)	捕獲等の規制に加え、鳥獣や生息地の保護を図るため開発行為の制限が必要な場合がある	鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域	一定の開発行為の許可制(環境大臣、知事)	
	○特別保護指定区域(令2条)		人の立入等により鳥獣の生息、繁殖等に影響がある場所	広範な開発・利用行為、動植物の捕獲等の許可制(環境大臣、知事)	・原則として集団繁殖地、希少鳥獣生息地の特別保護地区の区域内に指定
保護増殖	○鳥獣保護区における保全事業(法28条の2)	鳥獣保護区の機能の維持、向上(注6)	鳥獣保護区の区域内	保全事業の実施(国または都道府県)	・鳥獣の繁殖・採餌施設、水質改善施設、動物侵入防止施設などの設置、動物の捕獲等を内容とする事業

注6：周辺地域からの土砂や汚濁物質の流入、シカ等の植生被害等により鳥獣の生息に影響が及び、捕獲や開発行為の規制だけでは指定目的の達成が困難な場合。

注7：本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

## ■生態系・自然景観等の保護・保全

### ◇自然環境保全法(昭和47年6月22日法律第85号)

法律の目的		○直接の目的等 自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進する(法1条)				
		○高次の目的等 広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにする(法1条)				
法律の構成		○目的(法1条) ○自然環境保全基礎調査(法4条)、自然環境保全基本方針(法12条) ○原生自然環境保全地域(法14条～) ○自然環境保全地域(法22条～) ○生態系維持回復事業(法30条の2～) ○都道府県自然環境保全地域(法45条～)				
絶滅危惧種の保全と関連する主な制度		本法は、生物多様性の確保などの観点から、(個別の種等ではなく)すぐれた自然環境の全体を保全することを目的としている。そのもとに、こうした自然環境の改変等を規制する保護地域制度を定めている(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県指定自然環境保全地域)。これらの保護地域制度が絶滅危惧種の生息地につき改変や排出を規制している、または区域内で絶滅危惧種の捕獲等を制限しているなどの場合には関連する。				
		制度	制度趣旨	対象	規制	備考
生息地の保護	個体の保護	○原生自然環境保全地域(法14条等)	人間の手の加わらない原生の自然地域の保護を図る	原生の状態を維持している土地の区域	広範な開発・排出・利用行為、動植物の捕獲等の原則禁止	・さらに指定された区域内では人の立入も制限される(法18条)
		○自然環境保全地域(法22条等)	原生的な自然環境のほか、すぐれた自然の保全を図る	上述以外で優れた状態を維持している自然環境	—	
	個体の保護	○特別地区(法25条)	生態系構成上重要な地域等、特に保全を図るべき地域の保全	生態系を保全するために必要不可欠な核となるもの	広範な開発・排出・利用行為の許可制	・自然環境保全地域内の陸域に指定される
		○野生動物植物保護地区(法26条)	稀有なものや固有な動植物等特別地区内の特定の野生動物植物の保護	対象の野生動物植物の生息地	対象の野生動物植物の捕獲等の原則禁止	・特別地区の区域内に野生動物植物の種類ごとに指定される
		○海域特別地区(法27条)	稀有な生物を含む生態系を有する等、特に保全を図るべき海域の保護	(特別地区と同様)	広範な開発・利用行為、指定種の捕獲等の許可制	・自然環境保全地域内の海域に指定される
○普通地区(法28条)	(特別地区、海域特別地区の緩衝地帯等)	(特別地区、海域特別地区以外の場所)	一定の開発行為の届出制	・措置命令制度(同2項)		
保護増殖	○生態系維持回復事業(法30条の2)	自然環境保全地域の生態系の維持・回復	—	生態系維持回復事業計画の策定(環境大臣等)、事業実施(国)	・地方公共団体の事業の確認制度(同2項)、国と地方公共団体以外の者の事業の認定制度(同3項)	
	○都道府県自然環境保全地域(法45条)	自然環境保全地域に準ずる質のすぐれた自然環境の保全	自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域	(自然環境保全地域を超えない範囲で条例により規制)	・海域特別地区は指定できない	

注8: 本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

◇自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）

法律の目的		○直接の目的 優れた自然の風景地の保護と、その利用の増進を図ることにより(法1条)				
		○高次の目的 国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する(法1条)				
法律の構成		○目的(法1条)				
		○国立・国定公園の指定(法5条等)、公園計画及び公園事業(法7条等) ○国立・国定公園の保護と利用(特別地域(法20条)、特別保護地区(法21条～)、海域公園地区(法22条)、利用調整地区(法23条～)、普通地域(法33条～)) ○国立・国定公園の生態系維持回復事業計画(法38条～) ○国立・国定公園の風景地保護協定(法43条～)、公園管理団体制度(法49条～) ○都道府県立自然公園(法72条～)				
絶滅危惧種の保全と関連する主な制度		本法は、生物多様性の確保に寄与する観点から、(個別の種等ではなく)すぐれた自然の風景地の全体を保全することを目的としている。そのもとに、こうした自然の風景地の改変等を規制する自然公園制度(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)を定めている。絶滅危惧種の生息地にこれらの自然公園区域が指定されていれば関連する。				
			制度趣旨	対象	規制	備考
生息地の保護	個体の保護	○国立・国定公園(法5条等)	わが国の風景を代表する、またはそれに準ずる傑出した自然の風景の保護・利用	わが国の風景を代表する、またはそれに準ずる傑出した自然の風景地	—	・国立公園は環境大臣が指定、国定公園は都道府県の申出により環境大臣が指定
		○特別地域(法20条)	当該公園の風致(注9)の維持	優れた風致を有する地域	広範な開発・排出・利用行為、指定種の捕獲等の許可制	・環境大臣は地域内に排出規制湖沼、立入制限地区、乗入規制地区の指定も可能(同条3項6号、16号、17号)
		○特別保護地区(法21条)	当該公園の景観(注10)の維持	特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区	広範な開発・排出・利用行為、動植物の捕獲等の原則禁止	・選定条件に「植物の自生地または野生動物の生息もしくは繁殖地として重要な地域」を含む
		○海域公園地区(法22条)	当該公園の海域の景観の維持	海域景観の保護及び利用を図る地区	広範な開発・利用行為	
		○捕獲等規制区域(同3項2号)			指定種の捕獲等の許可制	
		○利用調整地区(法23条)	公園利用による自然環境への影響の低減	原生的自然環境で植生の荒廃等がある等の地域		・特別地域内または海域公園地区内に指定
		○普通地域(法33条)	(特別地域、海域公園地区の緩衝地帯等)	(特別地域、海域公園地区以外の場所)	一定の開発行為の届出制	・措置命令制度(同2項)
	保護増殖	○生態系維持回復事業(法38条等)	公園内の風景地の保護のための生態系の維持・回復	—	生態系維持回復事業計画の策定(環境大臣、知事)、事業実施(国、県)	・国は国立公園、県は国定公園で事業実施 ・確認・認定制度
		○公園事業(法9条等)	保護利用のための施設整備	—	施設整備の事業を国や県が執行	・植生復元や動物繁殖の施設を含む
		○都道府県立自然公園(法72条)	都道府県を代表する自然の風景の保護・利用	都道府県を代表する自然の風景地	(国立公園を超えない範囲で条例により規制)	・海域公園地区は指定できない

注9:「風致」は、必ずしも一義的ではないが、「人の五感に対して美的感興を与える自然物ないし自然現象及びこれらを含む自然環境ないしこれらがかもし出す美的雰囲気」とされる(環境庁編1977)。

注10:「景観」とは「植物、動物、地質、鉱物等の自然物もしくはこれらに基づく自然現象又は史跡・遺跡等の分化景観によって構成される特異な風致」とされる(環境庁編1977)。

注11:本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

## ■その他生物多様性・自然環境の保全等

◇自然再生推進法（平成14年12月11日法律第148号）	自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律（法1条）。 絶滅危惧種の生息地が自然再生事業の対象となりうる。
◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法、平成16年6月2日法律第78号）	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や取扱いを規制し、防除等を行うことを定めた法律（法1条）。 本法で規制されている特定外来生物が、絶滅危惧種を圧迫する要因となっている場合がある。
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法、平成15年6月18日法律第97号）	カルタヘナ議定書を国内で実施するために、使用形態に応じた遺伝子組換え生物等の使用等の規制、輸出入に関する手続等について定めた法律（法1条）。
◇生物多様性地域連携促進法（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律、平成22年12月10日法律第72号）	地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律（法1条）。 地域連携保全活動として、絶滅危惧種の保護やその生息地等の保全が行われる場合がある。
◇環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うことを目的とした法律（法1条）。 事業者は、事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより環境影響評価の項目や手法を選定することとされており（法11条）、生物多様性の確保や自然環境の体系的保全の観点から「重要な種及び注目すべき生息地」、「重要な群落」や「地域を特徴づける生態系」などが評価項目とされている事業種がある。

■参考

<生活環境の保全、文化財の保護等>

◇文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

法律の目的		○直接の目的 文化財を保存し、かつ、その活用を図る(法 1 条) ○高次の目的 国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する(法 1 条)				
法律の構成		○目的(法 1 条)、文化財の定義(法 2 条) ○有形文化財(法 27 条～)、無形文化財(法 71 条～)、民俗文化財(法 78 条～)、埋蔵文化財(法 92 条～)、史跡名勝天然記念物(法 109 条～)、重要文化的景観(法 134 条～)、伝統的建造物群保存地区(法 142 条～)				
絶滅危惧種の保全に係る検討の参考となる主な制度		本法は文化財の保存と活用を目的とし、天然記念物制度は文化財のうち天然記念物(わが国にとって学術上価値の高い動植物やその生息地など、注 12)の保存と活用を目的としている。そのもとに、天然記念物の指定、その現状変更等の制限、その管理・復旧等について定めている。 絶滅危惧種やその生息地が天然記念物に指定されている場合がある。				
		制度趣旨	対象	規制等	備考	
個体の保護 生息地の保護	○現状変更等の制限(法 125 条)	(天然記念物の保存)	天然記念物(注 13)	現状の変更または保存に影響を及ぼす行為(注 14)の許可制(文化庁長官)	・原状回復命令制度(同 7 項) ・地域を定めず指定された天然記念物については、個体を捕獲したり、結果的に死に至らしめたりする行為が現状変更または保存に影響を及ぼす行為に該当する。他方、地域指定の天然記念物については生息環境の現状を改変する行為が該当する(文化庁 2001)。	
	○管理・復旧(法 113 条)	(天然記念物の保存)	天然記念物(注 13)	管理復旧は所有者が行う。所有者がない等の場合には管理団体(指定された地方公共団体等)が行う。	・管理復旧に関する命令・勧告制度(法 121 条、法 122 条) ・天然記念物の再生事業等が、本規定に基づくなどして、地方公共団体を主体に実施されている。	

注 12：天然記念物は文化財（法 2 条）の一類型として指定される。「学術上価値の高い」とは学術的知見に基づいてみた場合の規模の大小、質の優劣、類例の多寡、稀少性等と学術研究上の必要性等とを総合的に勘案しての重要性を指すものとされている（和田 1979）。

注 13：地域を定めず動植物を指定する場合にはその個体、動植物の生息地を指定する場合にはその生息地、天然保護区域の場合にはその区域が対象である。

注 14：現状の変更とは、天然記念物に関し、その現状に物理的的行為的変更を加える行為をいい、保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが天然記念物の保護の見地からみて将来にわたり支障をきたす行為をいう（文化庁 2001）。

注 15：本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

■参考（つづき）

生活環境の保全、文化財の保護等（つづき）	◇都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、土地利用や都市施設の整備等の都市計画の内容やその決定手続き等について定めた法律。土地利用に関する事項の一つとして風致地区内における建築等の規制について定めている。
	◇景観法（平成16年6月18日法律第110号）	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律。
	◇都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び緑化地域の都市計画上の位置づけ、緑地保全地域及び特別緑地保全地区内での行為規制、特別緑地保全地区に係る土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務等について定め、都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。
	◇首都圏近郊緑地保全法（昭和41年6月30日法律第101号）	首都圏整備法（1956）により指定された近郊整備地帯における良好な自然の環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とした法律。
	◇近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年7月31日法律第103号）	近畿圏整備法（1963）により指定された保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とした法律。
	◇古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年1月13日法律第1号）	わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定めた法律。
	◇都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年5月18日法律第142号）	都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とした法律。
	◇水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律138号）	事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的とした法律。
	◇湖沼水質保全特別措置法（昭和59年7月27日法律第61号）	水質環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び排水規制等の措置を講ずることにより、湖沼の水質保全を図ることを目的とした法律。
	◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法、昭和45年12月25日法律第136号）	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とした法律。
◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年10月16日法律第117号）	化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とした法律。	

(ウ) (カ)	◇農薬取締法(昭和23年7月1日法律第82号)	農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図ることを目的とした法律。
〈生物資源の持続可能な利用等〉	◇森林・林業基本法(昭和39年7月9日法律第161号)	基本理念として森林の有する多面的機能の持続的発揮等を掲げ、森林の適正な整備・保全、山村の振興、林業の持続的かつ健全な発展等を図ることを目的とした法律。
	◇森林法(昭和26年6月26日法律第249号)	全国森林計画・地域森林計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、保安林制度等について定めた法律。
	◇国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年6月23日法律第246号)	国有林野の有する公益的機能の維持増進等を目標とする国有林野の管理経営に関する計画等を定めた法律
	◇食料・農業・農村基本法(平成11年7月16日法律第106号)	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを目的とした法律。
	◇農地法(昭和27年7月15日法律第229号)	農地を守ることを目的とし、農業の基盤である農地の所有や利用関係の仕組みについて定めた基本的な法律。
	◇土地改良法(昭和24年6月6日法律第195号)	環境との調和に配慮しながら農用地の改良、開発、保全、集団化に関する事業を行い、農業生産性の向上、農業構造の改善等を図ることを目的とした法律。
	◇農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日法律第58号)	総合的に農業の振興を図ることが必要である地域を明らかにし、この地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律。
	◇有機農業の推進に関する法律(平成18年12月15日法律第112号)	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とした法律。
	◇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年12月21日法律第134号)	農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律。
	◇水産基本法(平成13年6月29日法律第89号)	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めた法律。
	◇漁業法(昭和24年12月15日法律第267号)	漁業生産(漁場の利用)に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構(漁業調整委員会等)の運用によって水面を総合的(重複的・立体的)に利用することにより漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とした法律。
◇水産資源保護法(昭和26年12月17日法律第313号)	水産動植物の採捕の制限、対象種の捕獲が可能な漁船(許可漁船)の定数などの規制的な措置、及び保護水面、溯河魚類の国営孵化放流などの積極的な維持培養措置とを定めることにより、水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とした法律。	

〈公物管理等〉	◇河川法（昭和39年7月10日法律第167号）	治水、利水、環境保全、地域住民の意見の反映の観点の観点が盛り込まれた、国内の河川整備のあり方などを定めた法律。
	◇砂防法（明治30年3月30日法律第29号）	砂防指定地において、砂防設備を施設し、また一定の行為を禁止・制限し、土砂生産の抑制を図り、流れてくる土砂を適切に溜めることなどにより土砂災害を防止することを目的とした法律。
	◇海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とした法律。
	◇港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とした法律。
	◇都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）	都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公園台帳の作成等の管理、立体公園制度に関する事項を定めることにより、都市公園の健全な発展を図ることを目的とした法律。
〈国土・海洋等〉	◇国土利用計画法（昭和49年6月25日法律第92号）	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律。
	◇国土形成計画法（昭和25年法律第205号）	国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定などにより、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とした法律。
	◇海洋基本法（平成19年4月27日法律第33号）	海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、わが国において、国際的協調の下、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めること等により、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
〈その他環境関連法〉	◇環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年7月25日法律第130号）	持続可能な社会を構築する上で国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定める法律。
	◇エコツーリズム推進法（平成19年6月27日法律第105号）	エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定、特定自然観光資源の保護に関する措置等を定めた法律。
	◇動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）	動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした法律。

## 主な参考文献等

- 環境庁自然保護局企画調整課編(1974)自然環境保全法の解説.
- 環境庁自然保護局企画調整課編(1977)自然公園法の解説.
- 環境庁野生生物保護行政研究会編(1995)絶滅のおそれのある野生動植物種の国内取引. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律詳説.
- 環境省編(2010)生物多様性国家戦略 2010 付録, 生物多様性に関する主な法律の概要.
- 環境省自然環境局国立公園課監修(2011)自然公園実務必携.
- 鳥獣保護管理研究会(2008)鳥獣保護法の解説.
- 和田勝彦(1979)文化財保護制度概説. 児玉幸多・仲野浩編:文化財保護の実務.
- 文化庁(2001)文化財保護法五十年史.